

**申請に必要な
書類等**

申請書等は防災課(本庁舎5階)へ提出して下さい。

※郵送での受付は行っておりません

【申請時】※撤去工事の施工前に市役所へ申請して下さい。

- ・青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1号)
- ・工事費用見積書の写し
- ・ブロック塀等の現況写真
- ・ブロック塀等の案内図(所在地が分かるもの)

【変更申請時】

- ・青梅市ブロック塀等撤去費補助金変更等承認申請書(様式第4号)
- ・工事費用見積書の写し
- ・工事の設計図書の写し

【工事が完了した時】※補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過するまでに提出

- ・青梅市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書(様式第6号)
- ・補助対象工事等にかかる領収書および費用明細書の写し
- ・対象ブロック塀等の写真(施工後)

【補助金交付額確定通知書を受け取った時】

- ・青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書(様式第8号)

申請要件

- (1) ブロック塀等の全部または一部を撤去するもの。一部撤去工事の場合には、ブロック塀等の構造部の高さを60cm以下にする工事であること
- (2) 敷地や敷地内の建物等の売却等または建物等の新築、改築等を目的とした撤去工事ではないこと
- (3) 同一敷地内において、この補助金や同種の補助金の交付を受けていないこと
- (4) ブロック塀等の撤去後は、撤去箇所の十分な安全確保を図ること
- (5) 交付決定後に着手する工事であること
- (6) 2020年3月31日までに完了する工事であること

**平成30年6月18日以降に行った
撤去工事も補助対象となる場合が
あります。**

ご不明な点は右記までお問い合わせ
下さい。

申請・問い合わせ先

青梅市役所 市民安全部 防災課
(市役所 本庁舎5階)

電話番号 0428-22-1111

(内線2503・2505)

平日 8時30分~17時00分



平成31年度

青梅市ブロック塀等撤去費補助制度

のご案内

地震によるブロック塀等の倒壊事故を防ぐために、 ブロック塀等の撤去費用を 補助します！

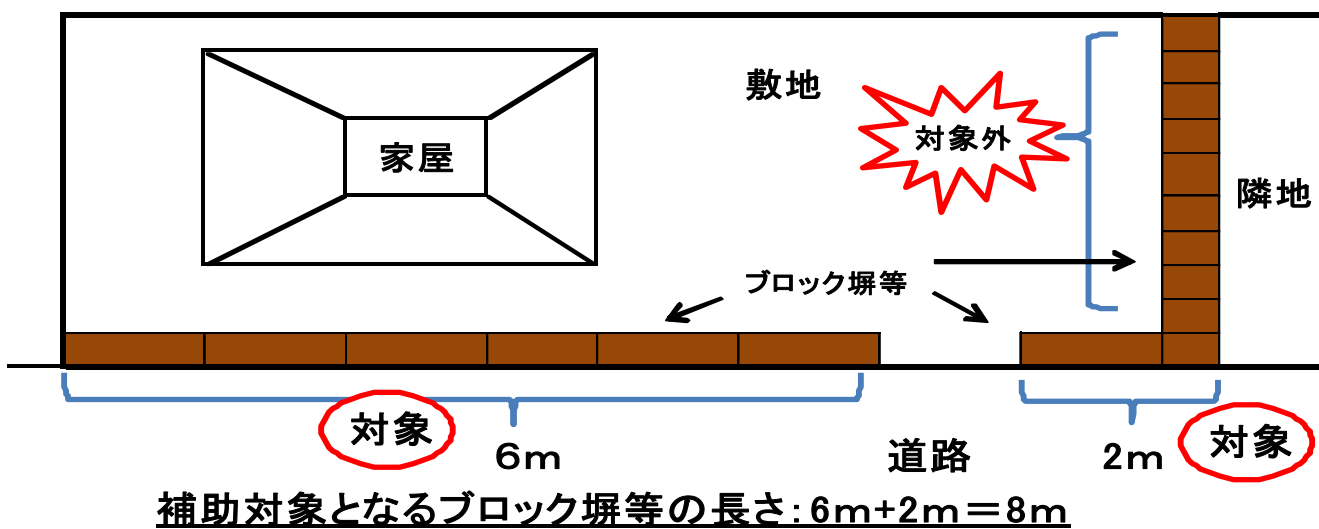
対象となるブロック塀等

◆市内の道路に面している、道路の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが1メートルを超え、かつ、当該ブロック塀等の構造部の高さが60センチメートルを超えるもの

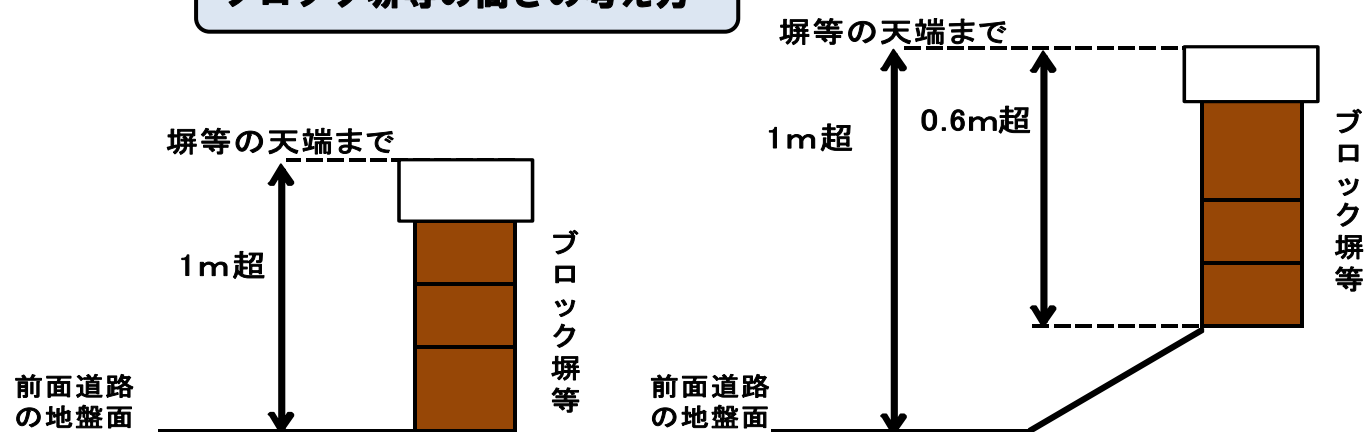
※ブロック塀等とは…コンクリートブロック、レンガ、石その他組積造の塀および門柱ならびに組立式コンクリート塀



ブロック塀等の長さの考え方



ブロック塀等の高さの考え方



対象となる工事

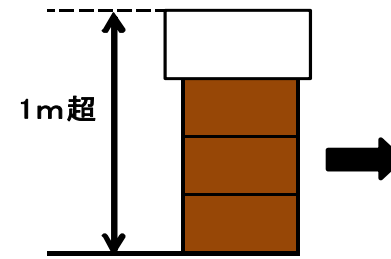
◆ブロック塀等を撤去する工事

【全部撤去】：ブロック塀等を全て撤去する工事

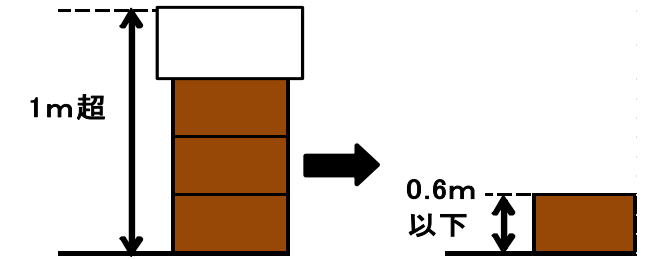
【一部撤去】：ブロック塀等の一部を撤去する場合、ブロック塀等の構造部の高さを60センチメートル以下にする工事

◆2020年3月31日までに完了する工事

全部撤去



一部撤去



補助金額

(1) 工事費用の10分の9

(2) $\frac{\text{ブロック塀等の長さ (m)} \times 6,000 \text{円}}{10}$

※0.1m未満の端数を切り捨てたもの

【最大18万円】

★(1)又は(2)のいずれか少ない金額<千円未満の端数は切り捨て>

手続きの流れ

工事内容に変更が生じた場合には、
施工前に、変更申請書(様式第4号)
の提出が必要です

